

富山市都市マスタープラン検討業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、富山市（発注者）が受注者に対して委託する「都市マスタープラン検討業務委託仕様書」（以下「本業務」という。）に関し適用するものとする。

(業務目的)

第2条 都市計画法第18条の2の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針である「富山市都市マスタープラン」（以下、「都市マスタープラン」という。）は、平成20年3月に策定し、計画期間が令和7年となっている。

このため、本市の都市マスタープランに基づき進めてきたコンパクトシティ政策を検証するとともに、今後、本格化する人口減少・超高齢化の進行や、公共建築物や社会インフラの老朽化への対応に加え、頻発・激甚化する自然災害、働き方や暮らし方の多様化、デジタル・DXの進展等、今後予想される社会情勢の変化にも対応した総合力の高い都市の実現に向け、従来のまちづくり手法にとらわれない将来推計や様々な分析を行い、今後20年のまちづくりの将来像を示した新たな都市マスタープランを策定する必要がある。

本業務は、現都市マスタープランを検証するとともに、都市の数値データ等に基づいた高度な将来推計により、今後の都市課題や都市構造の変革を明らかにし、中長期的な人口や市街地の変容を想定した上で、まちづくりの理念や将来都市構造、全体構想の立案等を行うことにより、新たな都市マスタープランを策定することを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務委託の履行期間は、契約締結の日から令和6年3月22日とする。

(調査・検討対象)

第4条 調査・検討対象は富山市全域とする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第5条 本委託の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 基礎資料の整理

現都市マスタープランや関連計画について、その内容や今後の事業予定等について整理するとともに、他都市の事例等について情報収集を行い、計画策定の基礎資料とする。

また、新たな都市マスタープランの計画期間を見据えて、今後の社会変化や潮流に関する情報収集を行い、計画策定の基礎資料とする。

(2) 現都市マスタープランの評価と課題整理

現状や人口分布、土地利用の変化等の市街地分析を実施し、現都市マスタープランの評価及び課題整理を行う。

分析においては、都市計画基礎調査等により収集されたGISデータや各種の定量的なデータ等を活用するものとする。

(3) 市民アンケート調査等の実施

現都市マスタープランで進めてきたコンパクトなまちづくりに対する評価やこれからのまちづくりに対する意見の集約を目的に、市民アンケート調査等を実施する。

調査等の実施にあたっては、定量データでは把握が難しい定性的評価の把握が可能となるよう設問や意見集約の方法について検討を行うものとする。

(4) 人口分布や土地利用、社会インフラのコスト等の将来推計

現状評価と課題整理の結果を用いて、人口や土地利用、社会インフラのコスト等の今後の変化について数値シミュレーションにより定量的に把握する。

なお、実施にあたっては、従来のコーホート分析法による分析のみに依らない様々なデータを組み合わせた新たな将来予測モデルを構築するものとする。また、その結果についても、市民が理解しやすい表現方法を選択するものとする。

(5) 将来都市課題の抽出とまちづくり方針等の整理

(1)～(4)を踏まえ、将来都市課題を整理するとともに、その対応策を検討し、まちづくりの方針等を整理する。

また、対応策の実施による改善状況について(4)に準じて定量的に予測を行うものとする。

(6) 策定方針の整理

新たな都市マスタープランの策定に向け、都市マスタープランが受け持つ役割、計画全体の構成等の策定方針を整理する。

(7) 全体構想(案)の作成

策定方針に基づき、新たな都市マスタープランの全体構想の検討を進めるとともに、外部有識者による富山市都市マスタープラン検討委員会や行政内部の富山市都市マスタープラン策定会議での議論を踏まえ、全体構想を作成する。

(8) 検討組織への運営補助

本業務においては、外部有識者による富山市都市マスタープラン検討委員会と行政内部の富山市都市マスタープラン策定会議において都市マスタープランの骨格や内容を整理していく。

令和5年度は各組織とも2回以上の会議を実施する予定であることから、必要な資料作成、会議前の事前説明、会議時の資料説明等を行い、運営を補助する。

(9) 市民への周知等の情報提供資料作成

検討組織の実施内容や進捗状況、アンケートの実施等について適宜ホームページでの情報提供を行い広く市民に周知することが必要であることから、ホームページへの掲載資料等の作成を行うものとする。

(10) その他

本業務において作成するデータは、本市が管理するGISデータと適合できるものとし、また、都市マスタープラン策定以降の評価データとして活用することを想定した形式として整理するものとする。

(業務計画等)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 計画業務工程
- ② 業務実施体制（管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者等）
- ③ その他必要な事項

(作業責任者の届出)

第7条 本業務を行うにあたり受注者は、作業を統括する責任者を選任し、経歴書とともに発注者に届出、承認を受けること。

(協議打合せ)

第8条 受注者は、本業務の実施計画について発注者と十分な協議打合せ等を行いながら業務を遂行するものとする。

- ・着手時－1回
- ・中間打合せ、策定組織への出席－4回
- ・成果納品時－1回
- ・その他、必要に応じ行うものとする

第3章 成果品

(成果品の審査)

第9条 受注者は、業務完了時に発注者による成果品の審査を受けなければならない。

2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。

(成果品の提出期限)

第10条 審査を行うための成果品の提出期限は履行期間内とする。成果品の審査に合格後、本仕様書に記載された図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。ただし、業務途中においても発注者は成果品の一部について提出を求めることができるものとする。

(成果品の帰属)

第11条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表・貸与してはならない。

(成果品)

第12条 提出する成果品は下記の通りとする。また、下記に記載のない項目については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 報告書

- ・報告書 (A4版縦型、調査・分析結果等含む) … 1部
- ・報告書概要版 (A3版横型) … 1部

(2) 電子データ

- ・報告書一式 (CD-R) … 1枚
- ・関連GIS及び調査・統計資料データ一式 (CD-R) … 1枚

(3) その他関連資料

第4章 その他

(連絡体制)

第13条 受注者は本業務の履行にあたり、発注者と密に連絡調整を行える体制を構築すること。

(参考資料の貸与)

第14条 受注者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等(複製したものを含む。以下「貸与資料等」という。)の提供を受ける場合は、発注者に対し情報資産持出申請書を提出する。

2 受注者は、前項の貸与資料等を発注者が指定する場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 受注者は、業務を行う上で不要となったとき及びこの契約の終了後又は解除後もしくは発注者から要求があったときにおいて、貸与資料等を速やかに発注者に返却又は破棄もしくは消去し、その結果を書面により発注者に報告する。

4 前各項の規定は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

(疑義)

第15条 受注者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。

(機密の保持)

第16条 受注者は、富山市情報セキュリティポリシーや富山市都市計画分析モデル情

報セキュリティポリシー等を遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た秘密（業務を実施する上で発注者を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得または事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。また、業務終了後も同様とする。
- 3 本業務にて取得する個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙1「情報セキュリティ特記仕様書」及び別紙2「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
- 4 受注者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。
- 5 前各項の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 発注者は必要に応じ、受注者の事業所及びこの契約の履行場所において、秘密の保持に関する検査を行うことができる。
- 7 前各項の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。

情報セキュリティ特記仕様書

(法令遵守等)

第1条 受注者は、本業務の遂行において使用する情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を保護するため、情報セキュリティの重要性を認識し、富山市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(安全管理体制)

第2条 受注者は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、重要情報（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準3（1）による）を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、重要情報を取り扱う者（以下「作業従事者」という。）に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本業務に関わる作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受注者は、個人情報の取り扱いにおいて、本契約の約款第3条により再委託等を行う場合には、個人情報の保護に関する法律第66条により、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等)

第7条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第8条 受注者は、次の各号の定めるところにより、本業務における情報の管理を行わなければならない。

(1) 重要情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 電磁的記録による重要情報を作業場所から持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 情報資産が複製された場合には、複製元と同等の管理を行うこと。

(5) 情報資産の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、重要情報を扱う作業を行わせないこと。

(7) 重要情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、本業務において利用する情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第10条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用した個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本業務において利用した電磁的記録による個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11条 受注者は、発注者から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第12条 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント)

第13条 受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに発注者に対して報告し、指示に従わなければならない。

2 受注者は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び発注者の定める富山市情報セキュリティポリシーに基づき、本特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特

記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第9条 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報

漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

- (3) 作業責任者、作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。
- (6) 作業従事者が業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、作業責任者は、特定個人情報の複製・送信・記録媒体の外部への送付又は持出し、その他適切な管理に支障をきたす恐れがある行為を行うことができる場合を限定し、作業従事者は、作業責任者の指示に従い行うこと。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者間の特定個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報等の受領書を提出しなければならない。

(特定個人情報等の消去又は廃棄)

- 第12条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用した特定個人情報等について、発注者の指定した方法により、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、本委託業務において利用した特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 受注者は、本委託業務において利用した特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能にするための必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 発注者は、本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

以上